

意見書案第 7号

労働法制の規制緩和に関する意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成27年6月26日提出

提出者	中間市議会議員	青木孝子
賛成者	〃	宮下寛
〃	〃	田口澄雄

労働法制の規制緩和に関する意見書

政府が進めている労働法制の規制緩和に対して、多くの労働者が心配の声を上げています。

第1は、派遣労働の無制限の拡大です。派遣労働は、強制労働や中間搾取に結びつくこと、使用者責任が不明確なことなどの理由から原則禁止とされてきましたが、現在その制限は事実上なくなっています。派遣の期間は5年を限度とし、それ以上の雇用期間を延長する場合は、労働者が希望すれば正規雇用へ切り替えることになっています。今回はこれを10年とし、正規雇用への切り替えは必要ないとしています。

第2は、裁量労働制の拡大です。営業、事務、研究開発などの業務について、8時間労働制を適用除外とするものです。成果主義を標榜して導入しようとしているいわゆるホワイトカラーイグザンプションは、まさに現在多くの職場でまかり通っている違法のサービス残業を合法化するものであり、今後労働者に広く適用される恐れがあります。

第3は、職場や勤務地を限定した雇用契約、いわゆる「限定正社員」としての雇用形態を認めようとするものです。正社員というものの賃金は抑えられ、いつでも企業の都合で首を切られる恐れがある、名ばかり正社員との批判が広がっています。

若者を大量に採用して次々と使い捨て、過大な目標や仕事量を押しつけ、長時間過密労働にかりたて、パワハラも日常化しています。

現在進められようとしている労働法制の規制緩和は、若者の半数が非正規労働者という状況をさらに深刻なものにせざるを得ません。

いま必要なことは規制緩和でなく、労働法制を厳格に適用させ、労働者の生活をしっかりと守ることです。若者の雇用が安定し、安心な生活が確保されることは経済の発展に寄与することになります。

よって、国においては正社員が当たり前の労働者保護を柱とする労働者派遣法の抜本改正と労働法制の規制緩和を行わないよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月26日

中間市議会

参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
経済産業大臣 宮沢 洋一 様